

令和4年7月27日
教育総務課

次期世田谷区教育ビジョン策定の考え方について

1. 主旨

第2次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成26年度からの概ね10年間を通して、そのめざすべき教育の姿を明らかにすることを目的に策定した。令和5年度が10年間の最終年度にあたることから、第2次世田谷区教育ビジョンを引き継ぐ（仮称）世田谷区教育振興基本計画の策定を進める。

2. 計画策定の考え方

教育委員会では、10年間の第1次・第2次世田谷区教育ビジョンと行動計画を策定し、これまで教育施策を着実に推進してきた。

一方、社会情勢の変化が著しく、また社会のあり方そのものが劇的に変わりつつある状況にあることから、時代の変化などに対応していくため、計画期間を見直すとともに、ビジョンと行動計画の一体化を図り、教育を取り巻く社会情勢の変化などを反映できる計画とする。

3. 計画期間

教育基本法第17条に基づき、国の教育振興基本計画（令和5年度～9年度）を参酌することなどを踏まえ、（仮称）世田谷区教育振興基本計画の期間を5年とする。なお、令和6年度を初年度とする新たな基本計画の期間は8年であるため、今後、整合性を図る必要がある場合は、調整計画を策定するなど柔軟に対応する。（資料参照）

4. 検討体制

（1）（仮称）世田谷区教育振興基本計画策定委員会の設置

令和4年8月に（仮称）世田谷区教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。策定委員会は、教育長を委員長に、幼稚園長代表、小・中学校長代表、学校運営委員代表、幼稚園PTA連絡協議会代表、小・中学校PTA連合協議会代表、社会教育委員代表、青少年委員代表、教育委員会の管理職等で構成する。

策定委員会において、教育施策に関する意見交換等を行い、計画策定に向けた検討を進める。

（2）第2次世田谷区教育ビジョン調整計画の点検・評価

調整計画における施策の実施状況の把握や点検・評価については、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用する。

5. 意見などの反映

(1) 教育委員会

検討内容や検討状況を報告し、教育委員の意見聴取を行う。

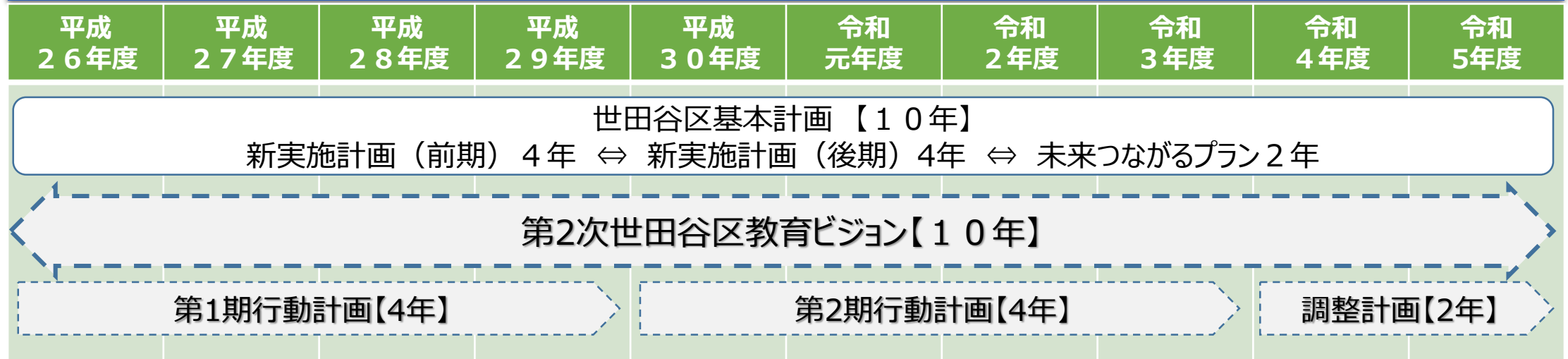
(2) 区民意見

広報紙や区ホームページなどを活用し、広く区民から意見募集を行う。また、当事者である子どもの意見聴取を実施し、骨子（案）作成の際の参考とする。

6. スケジュール（予定）

令和5年	2月	教育委員会、文教常任委員会報告（検討状況）
	5月	教育委員会、文教常任委員会報告（教育振興基本計画の骨子（案））
	7月	教育委員会（教育振興基本計画（素案））
	9月	文教常任委員会報告（教育振興基本計画（素案））
	10月	教育振興基本計画(素案)のパブリックコメント
令和6年	1月	文教常任委員会報告（教育振興基本計画(案)）
	3月	教育委員会（教育振興基本計画の議決） 教育振興基本計画の策定

■これまでの計画期間



■新たな計画期間

